

公益社団法人 日本気象学会  
堀内賞受賞者選定規程

制定 昭和62年（1987年）10月15日  
改正 平成 1年（1989年） 5月24日  
改正 平成 9年（1997年） 5月22日  
改正 平成13年（2001年） 5月10日  
改正 平成25年（2013年） 4月10日  
改正 平成28年（2016年）12月26日

- 1 堀内賞受賞者を選定するため、堀内賞候補者推薦委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。
- 2 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
- 3 委員会は、主に気象学の境界領域・隣接分野あるいは未開拓分野における調査・研究・著述等により、気象学および気象技術の発展・向上に大きな影響を与えているものを、原則として2件を選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。
- 4 理事長は理事会に報告した後、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
- 5 堀内賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、原則として秋季大会でこれを贈呈する。賞金は1件10万円とする。
- 6 規程の改廃は委員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。

附則

- 1 （平成25年4月10日 理事会議決） 規定から規程に変更し、平成25年（2013年）4月10日から施行する。
- 2 （平成28年12月26日 理事会議決） この規程の変更は平成28年（2016年）12月26日から施行する。



堀内賞

大きさ：直径80mm, 材質：銅  
(銀いぶし)

裏：贈 氏名 君  
西暦 年